

近代化遺産の保護に向けた仕組みづくりに関する一考察



足利工業大学 工学部 都市環境工学科
福島研究室(土木史研究室)

野中信吾 伏木明宏

1 はじめに

近代化遺産とは、幕末・明治から第二次世界大戦終結までの期間に近代的手法で建造され、わが国の近代化に貢献した産業・交通・土木に関わる建造物を指し、1996(平成8)年の文化財保護法の改正により文化財として指定される道筋ができた。国や地方自治体により文化財として指定・保護される近代化遺産が存する一方、保護の対象外として消失するものも多数ある。消失した遺産は、文化財的価値が希薄との評価ではあるが、地域の近代化を支え牽引してきた記念碑として、またこれからのまちづくりのツールとしての側面が評価されつつあることから、次世代に継承することが重要であると考えられる。本研究では、近代化遺産の保護施策の現状を整理するとともに、栃木県を事例として、保護行政の現状把握および保護対象外の近代化遺産の現状分析から、その保護に向けた仕組みづくりについて考察することを目的とする。

2 近代化遺産の現状と保護に関わる優遇措置

文化庁では、我が国の近代化遺産の総数の把握を一つの目的として、1990(平成2)年から「近代化遺産の全国総合調査」を実施している。2011年2月現在、同調査が終了しているのは43道府県であり、その総数は約32,000件である。栃木県では、遺産総数433件(2003.3現在)の内、国指定重文6件、国登録51件である(2011.2現在、表1参照)。

また、保護の対象として近代化遺産に関わる法制度は、文化財保護法、景観法、歴史まちづくり法(国所管)、および県・市町所管の各条例がある。保護および優遇措置の内容は、維持・保存のための技術的指導とともに、改修に対する金銭補助、地価税や相続税・固定資産税に対する減免等である(表2・表3参照)。

表2 法律による優遇措置等の整理

法律	優遇措置	税金の減免	
文化財保護法	国指定	100%負担	相続税70%控除 地価税100%免除 固定資産税100%免除 特別土地保有税100%免除 都市計画税100%免除 相続税30%控除 固定資産税50%免除 地価税50%免除
	国登録	修理の設計監理費の50%を補助	相続税 固定資産税
景観法 (景観重要建造物に指定)	外観に関する部分等についての規制緩和(建築基準法の特例)	相続税 法人税	
	歴史まちづくり法 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)	復原・修理・買収・移設費用の50% 重点区域内の周辺施設の整備やソフト事業への支援として最大33%	

表1 栃木県各市町の指定状況(2011年2月時点)

	国指定	国登録	県指定	市町指定	合計
宇都宮市	1	7	1	0	9
足利市	0	6	2	1	9
栃木市	0	7	0	0	7
佐野市	0	1	1	4	6
鹿沼市	0	0	0	0	0
日光市	1	17	2	4	24
小山市	0	3	0	0	3
真岡市	0	2	1	4	7
大田原市	0	1	0	0	1
矢板市	0	0	1	0	1
那須塩原市	4	1	2	7	14
さくら市	0	0	1	2	3
那須烏山市	0	0	0	0	0
上三川町	0	2	0	1	3
益子町	0	0	1	5	6
那須塩原市	0	0	0	0	0
さくら市	0	0	0	0	0
那須烏山市	0	0	0	0	0
下野市	0	0	0	0	0
上三川町	0	0	0	0	0
益子町	0	0	0	0	0
茂木町	0	0	0	0	0
岩舟町	0	0	0	0	0
高根沢町	0	0	0	0	0
那須町	0	0	0	0	0
那珂川町	0	0	0	0	0
合計	6	51	12	28	97

表3 指定による優遇措置等

栃木県	上限の全額	優遇措置	税金の減免
栃木県	100万円	50%	特に無し
宇都宮市	500万円	50%	固定資産税 都市計画税
足利市	500万円	50%	固定資産税
栃木市	50万円	20%	特に無し
佐野市	50万円	50%	特に無し
鹿沼市	特に定めていない	50%	特に無し
日光市	50万円	50%	特に無し
小山市	特に定めていない	50%	特に無し
真岡市	50万円	50%	特に無し
大田原市	特に定めていない	50%	特に無し
矢板市	特に定めていない	20%	特に無し
那須塩原市	500万円	50%	特に無し
さくら市	500万円	50%	固定資産税
那須烏山市	500万円	50%	特に無し
下野市	特に定めていない	特に定めていない	特に無し
上三川町	特に定めていない	50%	特に無し
益子町	特に定めていない	50%(300万円以下) 33%(300万円以上)	特に無し
茂木町	30%	30%	特に無し
市貝町	特に定めていない	特に定めていない	特に無し
芳賀町	500万円	50%	特に無し
壬生町	特に定めていない	特に定めていない	特に無し
野木町	特に定めていない	特に定めていない	特に無し
岩舟町	500万円	50%	特に無し
塩谷町	特に定めていない	特に定めていない	特に無し
高根沢町	100万円	50%	特に無し
那須町	特に定めていない	特に定めていない	特に無し
那珂川町	100万円	50%	特に無し

3 栃木県における保護対象外の近代化遺産の現状

栃木県が行った総合調査(2003年)から本研究室による追跡調査(2011年)の間に、59件の消失が確認された。その主たる理由として、施設・建造物の老朽化に伴う安全面からの更新が考えられる(図1参照)。

また、2011年以降は震災による影響で消失する事例も確認されており、那須烏山市の旧塩谷家母屋もその1つである(図2・図3参照)。

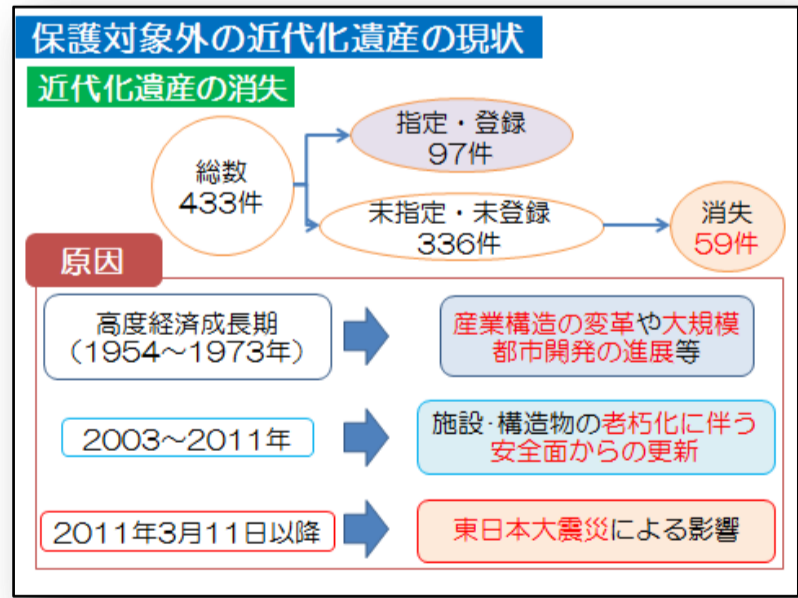


図1 消失件数とその理由



図2 震災事例(旧塩谷家母屋)



図3 旧塩谷家母屋の被災状況

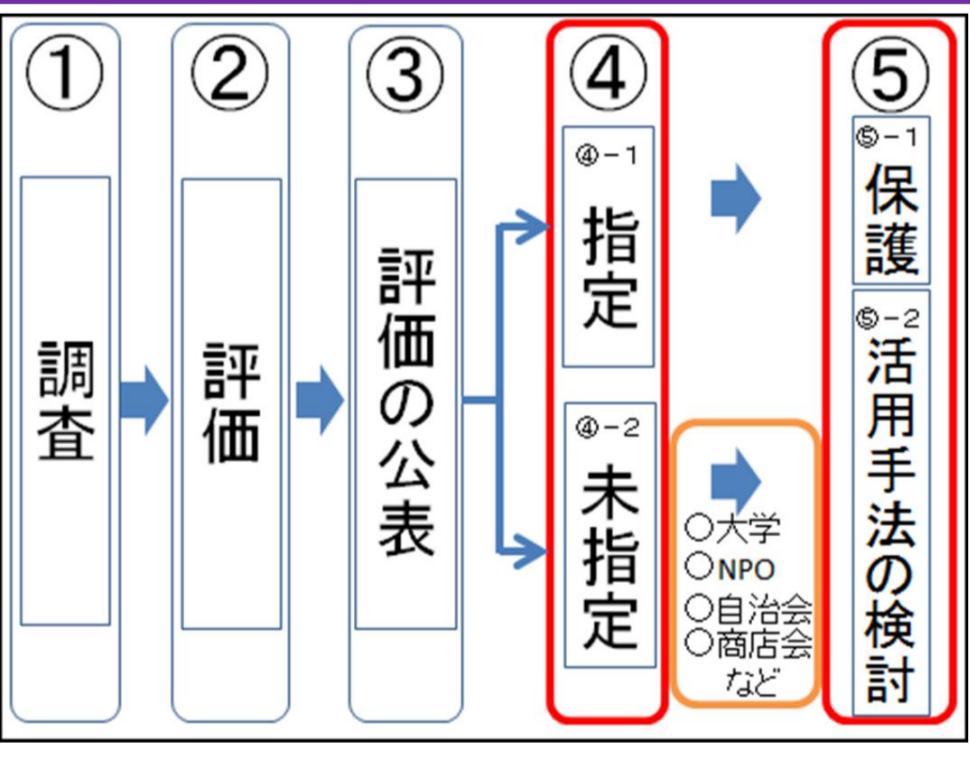


図9 保護の流れ・仕組み模式図

5 まとめ

- 現在の法制度において栃木県内の近代化遺産が対象になるのは、国所管の3法令と県および26市町の保護条例である。しかしながら、近代化遺産への適用例は少なく、近代化遺産に対する価値評価とその浸透の希薄が大きく関わっていると考えられる。
- 法制度による保護対象から外れた近代化遺産の保護に向けた仕組みについて検討を行い、保護に向けた方向性の構築に重要なキーワードとして『所管自治体の関与』『転用』『住民の意志』を抽出し、その役割と内容を提示した。今後は、他県における保護事例の収集・分析とともに、今回提示した役割と内容について、その効果の検証を行いつつ研鑽を進めていくことが重要である。

4 近代化遺産の保護に向けた仕組みづくりの分析と検討

(1) 管理および用途等の変遷履歴の分析

近代化遺産保護の方向性の検討を行うため、近代化遺産が建造されてから現在に至るまでの管理・用途等の変遷について、①現役、②転用、③消失に区分し整理を行った(図4参照)。表4に駅舎建築物の建造から現在までの管理・用途等の変遷を示す。また、図5・図6・図7に、同じく那須烏山市の旧森田発電所と東京動力機械製造株式会社地下工場跡および旧青木家別邸等の概要を示す。図4 仕組みづくりの分析

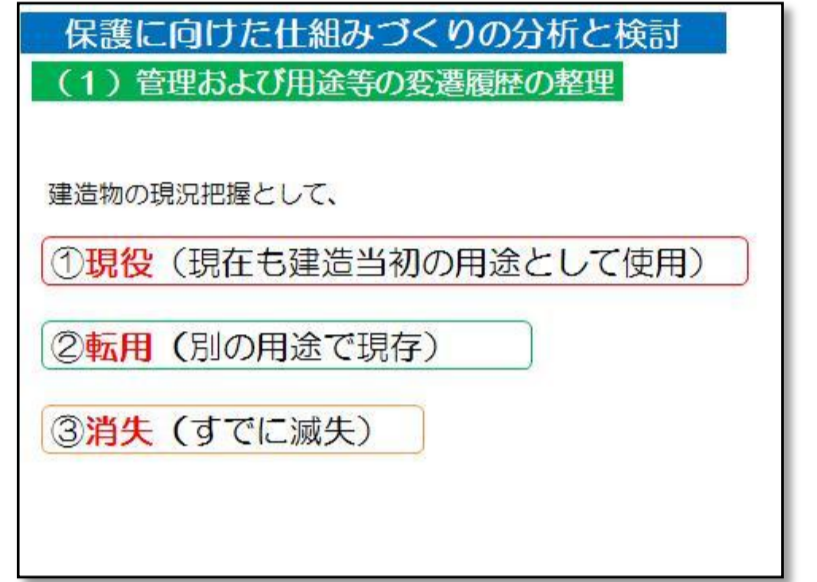


表4 駅舎建築物の管理・用途等の変遷

施設名	管理・用途等の履歴(機能の変化)					
	1933年 両毛鉄道	1984年 国有鉄道	1998年 JR東日本	2005年 JR東日本	2007年 JR東日本	2010年 JR東日本
現役 足利駅舎 (現役使用)	建造	貨物営業 廃止	関東の駅百選 (運輸省)	自動改札化 みどりの窓口廃止	連絡通路改修工 事	エレベーター設置 によるバリアフ リー化
転用 旧栃木駅舎 (2003年転用)	1928年 両毛鉄道	1984年 国有鉄道	2000年 JR東日本	2003年 JR東日本	2003年 早乙女勇氏 NPO法人Tos CA	2003年 栃木市野中町に 移築
消失 旧佐野駅舎 (2003年消失)	1928年 両毛鉄道	1982年 国有鉄道	1999年 JR東日本	2000年 JR東日本	2003年 JR東日本	消失



図5 旧森田発電所の管理・用途等の変遷



図6 東京動力機械製造株式会社地下工場跡の管理用途等の変遷



図7 旧青木家那須別邸等の管理・用途等の変遷

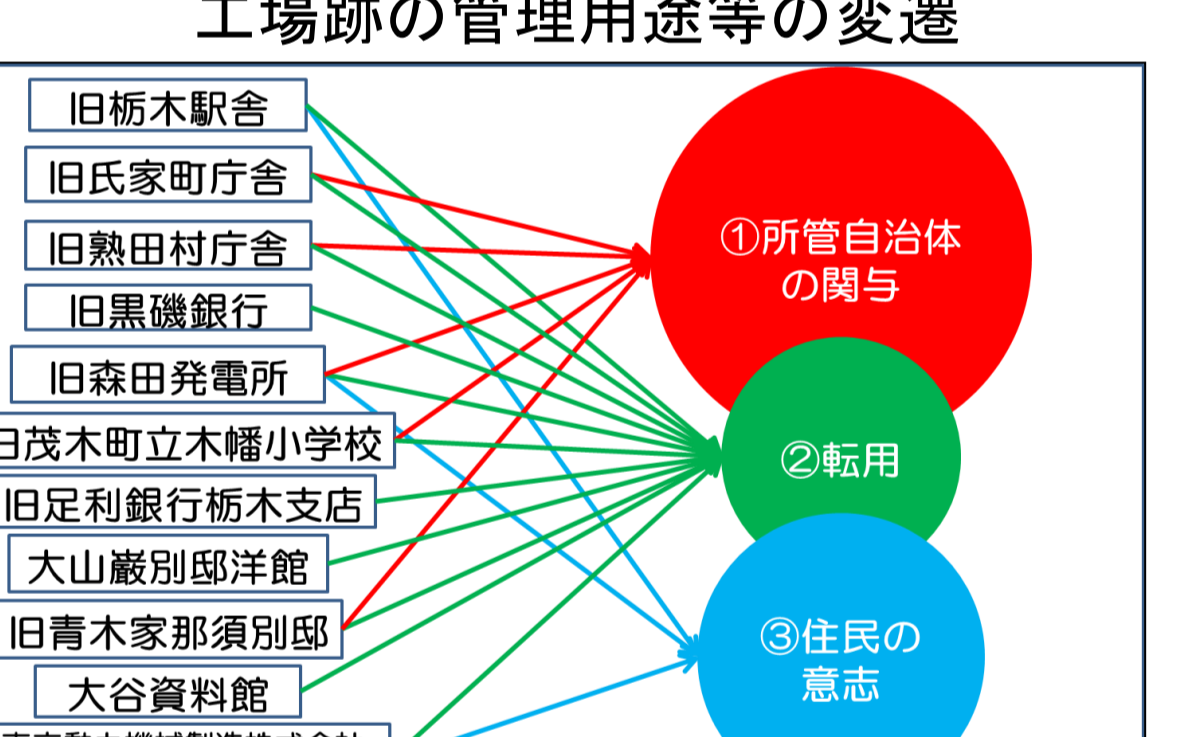


図8 キーワード抽出の相互関連図

(2) 保護に向けた仕組みづくりの検討

前項での事例調査を踏まえ、保護に向けた方向性の構築に重要なキーワードとして、①所管自治体の関与、②転用、③住民の意志の3つのキーワードを抽出した(図8参照)。遺産は文化財に指定されることで保護される。従って、国・県・市の指定・登録等が遺産保護の確実な条件となる。そのためには、まず価値評価のための調査が必要であり、文化財指定の可否判断を経て、指定可能であれば保護されることになる。一方、指定要件に満たない場合は、住民管理の方向性を検討する必要がある。その際、大きな役割を担うのが行政・住民および学識者である。行政の役割は、調査結果を踏まえた評価の公表である(2の①)。栃木県の総合調査では、住民への評価の公表の希薄がその後の遺産消失の起因の一つと指摘できる。次に、住民の遺産価値の認識が重要となる(2の③)。旧栃木駅・旧森田発電所等がその事例である。また、その認識の浸透・強化に関わるのが学識者である。学識者には、住民に対する遺産価値の教授とともに、転用に際しての手法デザインの昇華・指導等が求められる(2の②)。図9に、今回の検討を踏まえた遺産保護への流れ・仕組みを示す。